三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	杉山　輝明
変更後	一

(2)　変更年月日
平成二十四年九月三十日

○中国地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十月九日
中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区建部町大田字ヲフダ四三〇二番から同市北区建部町福渡字袋地九九五番二まで	前	BA 七・五〇～一七・〇〇メートル	〇・九四九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・五〇～一七・〇〇 一二・五〇～六一・〇〇	〇・九四九 〇・九七六	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十四年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十月九日
中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山市北区建部町大田字ヲフダ四三〇二番から同市北区建部町福渡字袋地九九五番二まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月九日

○中国地方整備局告示第百二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十四年十月九日
中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号
中国地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
ハウスプラス中国住宅保証株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	松田　優子
変更後	立畑　優子

(2)　変更年月日
平成二十四年十月一日

国会事項

参議院

辞令

（庶務部人事課人事主幹）参議院参事　星　正彦
委員部第二課長を命ずる
（委員部第三課長）同　小林　史武
委員部第二課長兼務を解く（以上十月九日）

人事異動

外務省

（在ストラスブール日本国総領事館総領事）外務事務官　軽部　洋
（国際連合日本政府代表部参事官（公使））同　木村　徹也
辞職を承認する（各通）（九月三十日）
（宮内庁東宮侍従）　岩間　公典
外務事務官（在タイ日本国大使館参事官）に採用する
タイ国駐箚特命全権大使を補佐しタイ国に在勤する期間公使の名称を与える（十月一日）
（チュニジア国駐箚）特命全権大使　多賀　敏行
ラトビア国駐箚を命ずる
（キューバ国駐箚）同　西林万寿夫
キューバ国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる
（文化交流担当）
（キルギス国兼タジキスタン国駐箚）同　丸尾　眞
キルギス国兼タジキスタン国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる
（科学技術協力担当）
（エクアドル国駐箚）同　今井　治
エクアドル国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる
（国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当兼サイバー政策担当）（以上十月二日）

文部科学省

大臣官房審議官（研究開発局担当）　森山　善範
経済産業省に出向させる
大臣官房付　鬼澤　佳弘
大臣官房審議官（研究開発局担当）に任命する（以上九月十八日）
科学技術・学術政策局次長　渡辺　格
辞職を承認する
独立行政法人理化学研究所理事　田中　正朗
科学技術・学術政策局次長に任命する
科学技術・学術政策局原子力安全課長　小川　壮
科学技術・学術政策局放射線対策課長に任命する（以上九月十九日）
国立大学法人東京工業大学長　伊賀　健一
任期満了退職（九月三十日）
国立大学法人東京工業大学理事・副学長　三島　良直
国立大学法人東京工業大学長に任命する（十月一日）

農林水産省

（国土交通省大臣官房審議官兼水管理・国土保全局）国土交通事務官　石川　裕
農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる
（大臣官房評価改善課会計監査室長）農林水産事務官　北村　巌
（大臣官房付）同　石川　裕
辞職を承認する（各通）（以上九月三十日）
独立行政法人農畜産業振興機構総括調整役　曾根　則人
農林水産事務官（北陸農政局次長）に採用する
（内閣府参事官（評価担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））内閣府技官　川本　憲一
農林水産技官（農林水産技術会議事務局付）に転任させる
（生産局農産部穀物課付）農林水産技官　河内　幸男
内閣府に出向させる